



熊本県公報

第11880号

平成22年2月9日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（八代加入区）	（団体支援総室）	1
○保安林の指定に関する予定	（森林保全課）	2
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	2
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	2
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	3
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	3
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	3
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	4
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	4
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	4
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	5
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	5
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	5
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	6
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	6
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	6
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	7
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	7
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	7
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	7
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	8
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	8
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	9
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	9
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	9
○指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者支援総室）	10
○指定介護予防サービス事業者の指定	（ 〃 ）	10
○道路の供用開始	（道路保全課）	10
○平成22年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営 保守業務委託に係る一般競争入札の参加資格等	（情報企画課）	10
○県営土地改良事業計画決定	（農村計画・技術管理課）	11
○県営土地改良事業計画決定	（ 〃 ）	11
○平成22年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営 保守業務委託に係る一般競争入札の実施	（情報企画課）	11
○熊本県職員等の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議 に関する規則	（人事委員会）	15
○熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	20
○熊本県に公平委員会を委託している地方公共団体の管 理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	21
○八代地域保健医療推進協議会の開催	（八代地域保健医療推進協議会）	21
○球磨地域保健医療推進協議会の開催	（球磨地域保健医療推進協議会）	21
○天草不知火海区におけるアサリの採捕制限	（天草不知火海区漁業調整委員会）	22
○熊本県環境影響評価審査会の開催	（熊本県環境影響評価審査会）	22
○熊本県環境審議会鳥獣部会の開催	（熊本県環境審議会鳥獣部会）	22

告 示

熊本県告示第125号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めするため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項

の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区 八代加入区
- 2 発起人の住所及び氏名

八代市千反町2丁目13号13番地	杉田 金義
八代市鼠蔵町1244番地4	平田 剛
八代市塩屋町7番25号	白川 登
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
八代漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成22年2月9日から平成22年2月23日まで
- 5 縦覧場所
八代漁業協同組合

熊本県告示第126号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県宇城市不知火町永尾字東勝負迫1649番2から1649番4まで、宇南長尾1651番2、宇北長尾1650番・宇南長尾1651番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第127号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県宇城市不知火町永尾字河内464番1、465番1、宇北竈1138番2、1138番3、1138番1・宇古屋敷1274番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第128号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市旭志麓字鎧石2934番5
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鎧石2934番5（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第129号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市班蛇口字土取2296番1、2299番1、2299番2、2305番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字土取2299番1・2305番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第130号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字槻木字古屋敷621番1、621番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字古屋敷621番1・621番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第131号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字江代字田迎2566番4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字田迎2566番4（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第132号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地字秋川4939番3
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第133号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町緑川字滝口2143番9・2143番10（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 3 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字滝口2143番9・2143番10（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第134号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町目丸字上前川1081番、1083番、1110番1、1110番2、1111番・1112番・又1112番・1113番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字上前川1081番・1111番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第135号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町神ノ前字上尾422番、424番6、424番7、444番1、444番2、451番2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上尾422番・424番7・444番1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第136号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町荒谷字川井ノ迫又666番5

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字川井ノ迫又666番5（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第137号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵字筒井迫871番、874番13、870番2・871番2・872番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字筒井迫870番2・871番・871番2・872番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第138号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字上薄木5270番8、5270番16、字薄木5270番13
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上薄木5270番8・5270番16・字薄木5270番13（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第139号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市湯出字赤尼田1083番9、字三本松1087番、1093番2、1093番3、1093番7から1093番9まで、1093番14
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字赤尼田1083番9・字三本松1093番3・1093番7から1093番9まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第140号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字簸瀬字本迫302番、303番、311番・313番合併、312番、字宇土331番2の2、337番・338番合併、字本迫314番・又314番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字本迫312番・314番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第141号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字大岩字本川内4543番、4558番、4558番1、4560番から4562番まで、4563番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字本川内4543番・4562番・4563番1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第142号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字大川内字後藤寺平1075番5
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第143号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町葉木字葉木山3番、4番、6番、9番2、10番から14番まで、15番2、19番1、22番1、26番、27番1、30番、31番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字葉木山15番2、4番・6番・9番2・19番1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第144号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町深水は字小尾161番から163番まで、165番から168番まで、177番から182番まで、183番1、184番、185番、187番、188番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小尾161番、165番から168番まで、180番から182番まで、184番、185番、187番、188番、162番・183番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第145号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町鎌瀬字責1534番、字鎌瀬山2735番から2741番まで、2742番1、2743番から2752番まで、2753番1、2753番2、2767番、2772番1、2773番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字責1534番、字鎌瀬山2739番から2741番まで、2744番、2745番、2750番、2735番から2737番まで・2743番・2746番から2749番まで・2752番・2753番1・2753番2・2772番1・2773番1（以上13筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第146号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町中谷い字天神脇3063番1、3064番1、3064番2、3065番1、3088番、3089番3、3089番7から3089番9まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字天神脇3064番2・3065番1・3088番・3089番9（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第147号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年 2月 9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字両併字崩ノ戸2914番12、2914番15
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第148号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年 2月 9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市車埴字堤ノ本339番、341番1から341番3まで、343番1、344番1、344番2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第149号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年 2月 9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字両併字崩ノ戸2914番1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第150号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年 2月 9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町川嶽字部古3293番、3296番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第151号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
 平成22年2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス彩り 天草市亀場町食場689番地	株式会社なじみ	平成22年2月1日

熊本県告示第152号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
 平成22年2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス彩り 天草市亀場町食場689番地	株式会社なじみ	平成22年2月1日

熊本県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成22年2月9日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成22年2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	瀬田竜田線	菊池郡大津町大字大林字壹町田 292番地先から 同町大字大林字榎木 195番地先まで	440.0	交安統合（改築による拡幅）

2 供用を開始する期日 平成22年2月10日

熊本県告示第154号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
 平成22年2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

平成22年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第1項の規定による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱第5条第1項の規定による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

- 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱第3条第1項に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示する。）に必要書類を添付し、3の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問い合わせ先
 熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から平成22年2月26日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成23年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成23年1月4日から平成23年1月31日（閉庁日を除く。）まで行う。

公 告

熊本県公告第62号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営羊角湾周辺二期地区（釜工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
 この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
 平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
 県営羊角湾周辺二期地区（釜工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
 平成22年2月10日から平成22年3月10日まで
- 縦覧場所
 天草市役所

熊本県公告第63号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営羊角湾周辺二期地区（大江工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
 この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
 平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
 県営羊角湾周辺二期地区（大江工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
 平成22年2月10日から平成22年3月10日まで
- 縦覧場所
 天草市役所

熊本県公告第64号

次のとおり一般競争入札に付する。
 平成22年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 入札に付する事項
 (1) 委託業務の名称
 平成22年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託

- (2) 委託業務の内容等に定める「要求仕様書」のとおり
 - (3) 委託期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
 - (4) 入札金額
入札書に記載する金額は、平成22年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務に要する費用の総額とする。なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数及び地方消費税に係るものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
 - (5) 最低制限価格等の設定
ア 本競争入札には、最低制限価格を設けていない。
イ 本競争入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けている。
 - (6) その他
ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。
イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第1項の規定による審査のうち、入札参加有資格者として要綱第6条に定める入札参加資格者名簿の営業種目「情報処理業務（情報システム全般の設計、維持管理）」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
ア 審査申請の受付期間
公告の日から平成22年2月26日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに提出すること。
ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合は、資格審査が入札に間に合わないことがある。
イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
ウ 申請の方法
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、持参又は郵送（郵便書留に限る。）により提出すること。
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
エ 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
本競争入札に参加を希望する者は、2の（2）から（5）までに示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所
ア 電子入札システムによる入札参加の場合
申請書等を電子入札システムにより提出すること。
なお、確認資料の容量が1MBを超える場合には、4の（1）に示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。

- イ 紙入札方式による入札（書面による入札をいう。以下同じ。）参加の場合申請書等を4の（1）に示す場所に持参又は郵送すること。
なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- （2）提出期間
公告の日から平成22年3月5日（金）の午後5時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。
- （3）確認結果の通知
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
 - （1）契約条項を示す場所
熊本県地域振興部情報企画課電子県庁管理班（県庁行政棟新館9階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2143
ファックス番号 096-381-8211
 - （2）要求仕様書
ア 閲覧（交付）の場所
電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報）にて閲覧又は4の（1）に記載する場所で交付する。
イ 閲覧（交付）の期間
閲覧にあっては公告の日から平成22年3月23日（火）まで、交付にあっては公告の日から平成22年3月23日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 - （3）入札の日時及び場所
ア 電子入札システムによる入札
3の（3）記載の確認結果の通知を受けた時から平成22年3月23日（火）午後5時までに入札すること。
イ 紙入札方式による入札
（ア）日時 平成22年3月24日（水）午前10時
（イ）場所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県地域振興部情報企画課（県庁行政棟新館9階）
 - （4）開札の日時及び場所
4の（3）のイに同じ。
 - （5）再入札
開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。
再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた時から平成22年3月24日（水）午前11時までに電子入札システムにより入札すること。
- 5 入札方法等
 - （1）入札方法
ア 電子入札システムによる入札の場合
4の（3）のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の（1）に示す場所に提出し、県（契約担当者）から承認を受けた場合は、イの紙入札方式による入札方式によるものとする。
イ 紙入札方式による入札の場合
別に定める「入札書」により作成し、4の（3）のイの日時及び場所に持参し、提出すること。
ただし、代理人をして入札するときは、別に定める「委任状」を入札書と同時に提出すること。
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成22年3月23日（火）までに4の（1）に記載する場所に必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
（ア）封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。
（イ）再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。
 - （2）開札の方法
開札は、電子入札システムにおいて行う。
ただし、紙入札方式による入札により入札に参加した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
 - （3）入札の回数
入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。
なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式による入札により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみなす。

(4) 落札者の決定方法を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
 なお、落札をとなくべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
 ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。

(5) 無効の入札
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
 イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
 エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
 オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
 キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札
 ケ 電子入札システムによる入札において、くじ番号の記入がない入札
 コ カードを使用して提出された入札
 サ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 シ 明らかに連合によると認められる入札
 その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 入札に参加することができず、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができず、認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。

(7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(8) その他
 要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

6 契約の締結

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者決定の日から8日以内とする。

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から7日以内とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とす履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。

(3) 本競争入札は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

9 Summary

(1) Nature and quantity of service to be contracted

Kumamoto Wide Area Network operation and management service

(2) Period for fulfillment of the

contracted service

- (3) April 1 2010 to March 31 2011
Location Kumamoto Prefectural Office
Places specified by the bidding
officer
- (4) Date and place to submit bidding
proposal
March 24 2010 10:00 a.m.
Information and Planning Division
- (5) Date by which bidding proposal must
be received
March 23 2010
- (6) Language and currency to be used for
bidding
Japanese language and currency only
- (7) Name of the department in charge of
this bidding contract
Information and Planning Division,
Department of Regional and
Development Prefectural Office of
Kumamoto
6-18-1 Suzenji Kumamoto City
Kumamoto Prefecture 862-8570 Japan
Phone: 096-383-1111 Ext 3084

登載依頼

熊本県職員等の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則をここに公布する。

平成22年2月9日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第1号

熊本県職員等の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号。以下「条例」という。）第18条第6項の規定に基づき、人事委員会が行う退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議（以下「調査審議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議等の公開)

第2条 調査審議に係る人事委員会の会議、議事録及び議事要旨並びに会議資料は、非公開とする。ただし、人事委員会が必要と認めるときは、公開することができる。

(委員の除斥)

第3条 次の各号のいずれかに該当する人事委員会の委員は、当該事案に係る調査審議に関与することができない。

- (1) 条例第14条第4項、第15条第5項、第16条第3項又は第17条第8項において準用する熊本県行政手続条例（平成7年熊本県条例第53号。以下この条において「準用行政手続条例」という。）第15条第1項の規定による通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）
- (2) 準用行政手続条例第17条第2項又は第9条第2項に規定する参加人
- (3) 前2号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- (4) 第1号又は第2号に規定する者の代理人又は準用行政手続条例第20条第3項若しくは第14条第3項に規定する補佐人
- (5) 前各号に規定する者であったことのある者
- (6) 第1号又は第2号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (7) 第2号に規定する者以外の者であって条例に照らし条例第14条第2項、第16条第1項又は第17条第1項から第5項までの規定による処分につき利害関係を有するものと認められる者

(口頭で意見を述べる意思の有無の確認)

第4条 人事委員会は、条例第14条第2項、第16条第1項又は第17条第1項から第5項までの規定による処分について諮問を受けたときは、当該処分を受けるべき者（以下「当事者」という。）に対し、条例第18条第3項に規定する申立てを行う意思の有無の確認をするものとする。

2 人事委員会は、前項の規定による意思の有無の確認をする場合において、当事者は、意見陳述の機会の日への出頭に代えて、陳述書及び証拠書類又は証拠物（以下「陳述

書等」という。)を提出するところができないことを通示しなればならない。人事委員会が定める期までに、意見陳述申立等通知書(別記第1号様式)により通知しなかつたときは、当該当事者は、申立てを行おう意思がないものとする。

第5条 前条第1項の規定による意思の有無の確認の結果、当事者から意見陳述の機会を求めたい場合は、次条から第20条までの規定により意見陳述の機会を認めるものとする。

第6条 人事委員会は、意見陳述の機会を与えるに当たっては、意見陳述の機会の期日または相当な期間において、当事者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される処分内容及び根拠となる条例の条項

(2) 処分の原因となる事実

(3) 意見陳述の機会の期日及び場所

(4) 意見陳述に関する事務を掌する人事委員会の組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、意見陳述の機会を認めること及び証拠書類の出頭を代えて陳述書等提出することができる場合におけるお示し並びに人事委員会の同項各号に掲げる事項を記載し、当該通告知が変更するに当たっては、速やかに、その旨を当事者、第9条第2項に規定する参加人(その時までに同条第1項参考人に通知しなければならない。)

第7条 人事委員会は、前項の規定により意見陳述の機会の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者、第9条第2項に規定する参加人(その時までに同条第1項参考人に通知しなければならない。)

第8条 第6条第1項の通知を受けた当事者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、意見陳述の機会に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、代理人資格証明書(別記第3号様式)により証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、代理人資格喪失届出書(別記第4号様式)によりその旨を人事委員会に届け出なければならない。

(参加人)

第9条 第12条の規定により意見陳述の機会を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該処分の根拠となる条例に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者(以下「関係人」という。)に対し、当該意見陳述の機会に関する手続に参加することを求め、又は当該意見陳述の機会に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該意見陳述の機会に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(関係人の参加許可の手続)

第10条 前条第1項の規定による許可の申請については、同項に規定する関係人は、意見陳述の機会の期日の5日前までに、参加人許可申請書(別記第5号様式)を同項に規定する主宰者に提出してこれを行うものとする。

2 主宰者は、前項の申請について許可をしたときは、速やかに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(参考人)

第11条 主宰者は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他の参考人(以下「参考人」という。)に対し、意見陳述の機会に関する手続に参加することを求めることができる。

(意見陳述の機会の主宰)

第12条 意見陳述の機会、人事委員会が指名する委員が主宰する。
(主宰者の指名の手續)

第13条 主宰者の指名は、人事委員会が第6条第1項の通知をする時までに行うものとする。

2 主宰者が第3条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は主宰者が意見陳述の機会の日における審理を行ふことができなくなったときは、人事委員会は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。
(意見陳述の機会の期日における審理の方式)

第14条 主宰者は、最初の意見陳述の機会の期日の冒頭において、人事委員会の職員に、予定される処分の内容及び根拠となる条項並びにその原因となる事実を意見陳述の機会に出頭した者に対し説明せねばならない。

2 当事者又は参加人は、意見陳述の機会に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て人事委員会の職員に対し質問を發することができ

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、意見陳述の機会の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人職員に対し質問を發し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は人事委員

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、意見陳述の機会の期日における審理を行ふことができる。

6 意見陳述の機会の期日における審理は、人事委員会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。
(補佐人の出頭許可の手續)

第15条 前条第3項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、意見陳述の機会の日から5日前までに、補佐人出頭許可申請書(別記第6号様式)を主宰者に提出し、これを期日に行うものとする。ただし、第19条第2項の規定により通知された意見陳述の機会の日に出頭せよとせよとされている補佐人であつて既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、前項の申請については、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

(意見陳述の機会の期日における陳述の制限及び秩序維持)
第16条 主宰者の意見陳述の機会に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときは、その者に対し、その陳述を制限する必要があると認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、意見陳述の機会の期日における審理の秩序を維持するため、意見陳述の機会の期日における審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適切な措置をとることができる。

(意見陳述の機会の期日における審理の公開)
第17条 人事委員会は、第14条第6項の規定により意見陳述の機会の期日における審理の公開を相当と認めるときは、意見陳述の機会の期日及び場所を熊本県庁前の掲場

に掲示するものとする。この場合において、人事委員会は、当事者、参加人(その時までに第9条第1項の求めを受けている者)及び参考人に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(陳述書等の提出)
第18条 当事者又は参加人は、意見陳述の機会の日への出頭に代えて、主宰者に対し、意見陳述の機会の日までに陳述書等を提出することができる。

2 前項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所、意見陳述の機会の件名及び当該意見陳述の機会に係る処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見記載した書面により行ふものとする。

3 主宰者は、意見陳述の機会の日に出頭した者に対し、その求めに応じて、第1項の陳述書等を示すことができる。

(続行期日の指定)
第19条 主宰者は、意見陳述の機会の期日における審理の結果、なお意見陳述の機会を

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の意見陳述の機会の期日及び場所を書面により通知するものとする。ただし、意見陳述の機会の期日に出頭しなかった当事者及び参加人に対しては、当該意見陳述の機会の期日においてこれを告知する。

3 第6条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替へるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における意見陳述の機会の終結)

第20条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく意見陳述の機会の期日に出頭せず、かつ、第18条第1項に規定する陳述書等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が意見陳述の機会の期日に出頭しない場合は、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見陳述の機会を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が意見陳述の機会の期日に出頭せず、かつ、第18条第1項に規定する陳述書等を提出しない場合において、これらの者の意見陳述の機会の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書等の提出を求め、当該期限が到来したときに意見陳述の機会を終結することとすることができる。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、調査審議に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

意 見 陳 述 申 立 等 通 知 書

年 月 日

熊本県人事委員会 様

住所
氏名
電話番号 印

年 月 日付け人委第 号で通知の熊本県職員等の退職手当支給
条例（以下「条例」という。）第18条第3項に規定する申立てを行う意思の有無に
ついては、熊本県職員等の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則
第4条第3項の規定により、次のとおりとします。

- 1 条例第18条第3項に規定する申立てを行います。
- 2 条例第18条第3項に規定する申立てを行います。意見陳述の機会の期日への出頭に代えて、陳述書及び証拠書類又は証拠物を提出します。
- 3 条例第18条第3項に規定する申立ては行いません。

別記第2号様式（第7条関係）

意 見 陳 述 期 日 等 変 更 申 出 書

年 月 日

熊本県人事委員会 様

住所
氏名
電話番号 印

年 月 日付けで申立てを行った事案の意見陳述の機会の期日（場所）
について、熊本県職員等の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則
第7条第1項の規定により、次のとおり変更を申し出ます。

変更申出事項	変更前	期日	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更希望	期日	年 月 日 時 分から
		場所	
変更申出の理由			

別記第3号様式（第8条関係）

代 理 人 資 格 証 明 書

年 月 日

熊本県人事委員会 様

住所
氏名

印

私は、年 月 日付けで申立てを行った（が行われた）事案について、次の者を代理人として選任し、熊本県職員等の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則第8条第3項の規定により、意見陳述の機会に関する一切の行為をすることを委任します。

代 理 人 住 所	
代 理 人 氏 名	
代 理 人 電 話 番 号	
当事者又は参加人との関係	

備考 不要な文字は、横線で消してください。

別記第4号様式（第8条関係）

代 理 人 資 格 喪 失 届 出 書

年 月 日

熊本県人事委員会 様

住所
氏名

印

年 月 日付けで申立てを行った（が行われた）事案について、私の代理人は、その資格を失ったので、熊本県職員等の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則第8条第4項の規定により届け出ます。

代 理 人 住 所	
代 理 人 氏 名	
代 理 人 電 話 番 号	

備考 不要な文字は、横線で消してください。

別記第5号様式（第10条関係）

参 加 人 許 可 申 請 書

年 月 日

主宰者 様

住所
氏名
電話番号

印

年 月 日付けで申立てが行われた事案について、年 月 日に開催される意見陳述の機会に関する手続に参加したいので、熊本県職員等の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則第 10 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

意見陳述の機会に係る処分につき利害関係を有することの疎明	
------------------------------	--

別記第 6 号様式（第 15 条関係）

補 佐 人 出 頭 許 可 申 請 書

年 月 日

主宰者 様

住所 氏名 印

年 月 日付けで申立てを行った（が行われた）事案について、年 月 日に開催される意見陳述の機会に補佐人とともに出頭したいので、熊本県職員等の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

補 佐 人 の 住 所	
補 佐 人 の 氏 名	
補 佐 人 の 電 話 番 号	
当事者又は参加人との関係	
補 佐 す る 事 項	

備考 不要な文字は、横線で消してください。

熊本県人事委員会訓令第 1 号

事務局

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 22 年 2 月 9 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県人事委員会事務局処務規程（昭和 58 年熊本県人事委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 の 11 の項の次に次のように加える。

12 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する事務	1 熊本県職員等の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則（平成 22 年熊本県人事委員会規則第 1 号）第 4 条の規定に基づく口頭で意見を述べる意思の有無の確認に関すること。
-------------------------------	---

- 2 熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号。以下「退職手当条例」という。）第18条第4項の規定に基づく書面又は資料の提出要求及び陳述又は鑑定要求その他必要な調査の実施に関すること。
- 3 退職手当条例第18条第5項の規定に基づく資料の提出、意見の開陳その他必要な協力の要求に関すること。

附 則

この訓令は、平成22年2月9日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月9日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第2号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表玉東町の項機関名の欄中「町長部局（収入役室を含む。）」を「町長部局（会計室を含む。）」に、職名の欄中「課長 室長」を「課長 会計管理者 室長」に改める。

別表一部事務組合の表熊本縣市町村総合事務組合の項職名の欄中「事務局長 事務局次長」を「事務局長 会計管理者 事務局次長」に改め、同表有明広域行政事務組合の項職名の欄中「首席審議員 課長」を「首席審議員 会計管理者 課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

八代地域保健医療推進協議会公告第1号

八代地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成22年2月9日

八代地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成22年3月2日（火） 午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県八代地域振興局 5階 大会議室（八代総合庁舎5階）
- 3 議題
(1) 八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の報告について
(2) 第5次八代地域保健医療推進計画の本年度の取組と主な成果について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
八代市西片町1660番地
八代地域保健医療推進協議会事務局（熊本県八代保健所総務企画課）
（電話0965-33-3197）

球磨地域保健医療推進協議会公告第1号

平成21年度第1回球磨地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成22年2月9日

球磨地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成22年2月23日（火）午後3時から5時まで
- 2 開催場所
熊本県人吉市西間下町86-1

熊本県球磨地域振興局 大会議室

3 議題

- (1) 救急医療専門部会報告
- (2) 第5次球磨地域保健医療計画の進捗状況について
- (3) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県人吉市寺町12番1号

球磨地域保健医療推進協議会事務局（熊本県人吉保健所総務企画課）

（電話0966-22-3107）

天草不知火海区漁業調整委員会指示第140号

アサリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、漁業権者である漁業協同組合が同一漁業権漁場内で移植する場合、又は試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

平成22年2月9日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 板崎 清

1 指示の内容

天草不知火海区（宇城市（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び天草郡苓北町の地先海面）において、殻幅12mm未満のアサリを採捕してはならない。

2 指示の期間

平成22年2月20日から平成23年2月19日まで

熊本県環境影響評価審査会公告第1号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。

平成22年2月9日

熊本県環境影響評価審査会会長 矢野 隆

1 開催日時

平成22年2月18日（木）午後1時30分から午後4時30分まで

2 開催場所

熊本市城山薬師二丁目12番1号

熊本市西部環境工場大会議室

3 審議内容

西部環境工場代替施設整備事業環境影響評価方法書について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 会議当日、会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の30分前までに集合すること。
- (2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
- (3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

6 問合せ先

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県環境生活部環境保全課環境審査班

電話096-333-2269

熊本県環境審議会鳥獣部会公告第1号

平成21年度熊本県環境審議会鳥獣部会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおりとする。

平成22年2月9日

熊本県環境審議会鳥獣部会

部会長 阿部 正喜

1 開催日時

平成22年2月19日（金）

午前9時30分から11時30分まで

- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館1階 101会議室
- 3 議題
第3期熊本県特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画の変更について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当会議の会場において受け付けのうえ、事務局の指示に従い会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部自然保護課
(電話096-333-2275)